

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

令和 8 年 3 月 24 日  
構造改革特別区域推進本部決定

構造改革特別区域推進本部令第 1 条第 2 項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価等を行い、令和 8 年 2 月、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を構造改革特別区域推進本部長に提出した。

構造改革特別区域推進本部は、これを踏まえ、今後の政府対応方針について、以下のとおり決定する。

### 1. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針

#### (1) 全国展開する規制の特例措置

規制の特例措置を全国展開するものは、別紙 1 のとおりとする。なお、全国展開の内容及び実施時期については構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）別表 2 に記載する。

関係府省庁は、基本方針別表 2 に追加した規制の特例措置を定める法令の改正等を行う。関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正等案と基本方針別表 2 の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

#### (2) 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

全国展開に関する評価を再度行うこととする規制の特例措置は、別紙 2 のとおりとする。これらの規制の特例措置については、別紙 2 に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	全部／一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施 する法令等	実施時期	所管省庁
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。	全部	関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なことも及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	令和9年4月1日	こども家庭庁
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	全部	「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)	令和9年4月1日	こども家庭庁
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	全部	「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なことも及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・省令・通知の改正等を行う。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	令和9年4月1日	こども家庭庁

別紙2 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
910	病院等開設会社による病院 等開設事業	株式会社が学校を設置することを可能とする。	事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。	令和12年度までに評価を行う。	厚生労働省